佐久市公告第２７０号

事後審査型一般競争入札の執行について

佐久市事後審査型一般競争入札実施要綱（平成２０年告示第６８号）の規定による事後審査型一般競争入札を次のとおり実施するので、佐久市財務規則（平成１７年規則第３９号）第１０５条の規定により公告する。

令和８年１１月４日

佐久市長　柳　田　清　二

１　入札対象業務

業　務　名 （　発　注　課　）	令和８年度　佐久市望月支所　特定建築物定期調査業務 （　望月支所　総務税務係　）
業　務　場　所	佐久市望月２６３番地
業　務　概　要	建築基準法（昭和２５年法律第２０１号）第１２条の規定に基づく特定建築物定期調査業務　一式
履　行　期　間	契約日から令和９年３月１９日まで

２　入札参加資格要件

佐久市事後審査型一般競争入札実施要綱（平成２０年告示第６８号）第４条の規定に基づき、上記業務の事後審査型一般競争入札に参加することができる者は、次に掲げる要件をすべて満たす者とする。

（１）地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１６７条の４第１項、又は佐久市財務規則（平成１７年規則第３９号）第１０３条第１項の規定に該当する者でないこと。
（２）佐久市事後審査型一般競争入札実施要綱第４条第３項第１号及び第４項の規定に該当する者でないこと。
（３）佐久市建設工事等入札参加資格者名簿又は佐久市物品購入等入札(見積)参加登録者名簿に登録されており、かつ佐久市内に本店を有していること。
（４）一級建築士若しくは二級建築士又は国土交通大臣が定める特定建築物調査員の資格を有する者が在籍し、選任できること。
要件（１）から（４）までの基準日は入札公告日から落札決定日までとする。

３　入札の日程等

入札手続等	期間　・期日等	場所　・　留意事項等
設計図書等の閲覧	令和８年11月４日（水）から 入　札　日　ま　で	・市ホームページへの掲載、佐久市望月支所総務税務係
入札参加申請受付	令和８年11月４日（水）から 令和８年11月９日（月）まで （午前８時30分から午後５時15分まで）	・提出書類は「事後審査型一般競争入札参加申請書（様式第１号)」原本・副本　各１部。 ・佐久市望月支所総務税務係へ持参により提出のこと（郵送は不可)。
設計図書等の入手	令和８年11月４日（水）から 入　札　日　ま　で	・市ホームページよりダウンロードすること。
設計図書等に関する質問受付	令和８年11月５日（木）から 令和８年11月10日（火）まで （午前８時30分から午後５時15分まで）	・質問書様式は市ホームページからダウンロードすること。質問内容がわかるように具体的に記載すること。 ・佐久市望月支所　総務税務係へ持参すること。

質問回答の期日・方法	令和 8 年 11 月 12 日（木）以降	・佐久市望月支所より市ホームページにて回答する。
入札開札日時・場所	令和 8 年 11 月 19 日（木） 10 時 00 分から（郵送不可）	・佐久市望月支所　3階　中会議室
落札者の決定等	・予定価格の制限の範囲内で、最低の価格で入札した者を落札候補者とする。 ・落札候補者は入札参加資格確認書類を候補となった日又は翌日（閉庁日の場合はその翌日）に提出すること。 ・審査は、落札候補者から提出のあった入札参加資格確認書類を審査し、入札参加要件を満たしている場合には、当該落札候補者を落札者とする。満たしていない場合には、予定価格の制限の範囲内で応札した次順位者の最低価格入札者から入札参加資格確認書類の提出を求め、順次審査を行い、入札参加資格を満たしている者１人が確認できるまで行うものとする。 ・落札者の決定は、原則として、確認書類が提出された日から起算して２日(閉庁日の場合はその翌日)以内に行うものとする。 ・落札者を決定したときは、直ちに落札者に対しＥメールの方法により連絡する。 ・入札参加資格がないと認められた場合は、入札参加資格審査結果通知書（様式第４号）により通知する。 ・入札参加資格がないと認められた者は、通知を受けた日の翌日から起算して１０日(閉庁日の場合はその翌日)以内に、市に対して競争入札参加資格がないとされた理由説明請求書（様式第５号）により、その理由について説明を求めることができる。説明を求められた者に対しては、書面を受理した日の翌日から起算して１０日以内に書面により回答するものとする。	
入札参加資格確認申請書提出について（落札候補者）	・提出書類 1「事後審査型一般競争入札参加資格確認書（様式第２号)」１部。 2　一級建築士及び二級建築士を擁する事業所にあっては、建築士法第５条第２項により交付された「免許証」の写し１部、及びその建築士を擁していることが証明できる書類等の写し１部。 　もしくは、特定建築物調査員を擁する事業所にあっては国土交通大臣から交付を受けた「特定建築物調査員資格者証」の写し１部、及びその特定建築物調査員を擁していることが証明できる書類等の写し１部。 3「誓約書」１部。 ・落札候補者として決定された日の翌日（閉庁日の場合はその翌日）までに持参により提出すること。なお、郵送等による提出は認めないものとする。 ・入札参加資格確認書類を提出しないときは、当該入札者の行った入札は無効とする。 提出場所：佐久市望月支所　総務税務係	
入札結果の公表	・公表なし	

4　入札事項等

入札事項	・入札回数は２回とし、第２回の入札をしても落札できないときは、第２回の最低入札者と地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１６７条の２第１項第８号の規定による随意契約とする。この場合の見積回数は２回までとする。 ・落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の１００分の１０に相当する額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、消費税に係る課税事業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった総額の１１０分の１００に相当する金額を入札書に記載すること。 ・入札時には金抜設計書に見積もった金額等を記入の上、持参すること（必要に応じ提出を求める場合もある。）。 ・代理人が入札書を提出する場合は、併せて委任状を提出すること。なお、全ての応札者は本人であることが確認できるものを持参し、受付に提示すること。
低入札価格調査制度	・適用なし
最低制限価格	・適用なし
入札保証金	・免除 （ただし、落札者が契約を締結しない場合、見積額の総額の１００分の５の納付を要する。）
契約保証金	・契約請負代金額の１０分の１の金銭的保証
前払金	・適用なし

中　間　前　払　金	・適用なし
部　分　払　金	・佐久市財務規則第１３８条の規定による。
債　務　負　担　行　為	・適用なし
入　札　の　無　効	・佐久市財務規則第１１１条及び佐久市建設工事事務処理規程（平成１７年訓令第５４号）別記入札心得第８条の規定による。

５　その他の事項

・佐久市事後審査型一般競争入札実施要綱、佐久市財務規則及び佐久市建設工事事務処理規程の入札心得を熟読の上、参加のこと。

・請負者は下請けを利用する場合、可能な限り市内に本社を有する業者又は市内に支店若しくは営業所を有する業者を優先的に下請負人とすること。

６　担当部課（問合せ先）

公告及び業務の内容	佐久市望月支所　総務税務係（佐久市望月２６３番地） TEL．０２６７－５３－３１１１